

## 種子の安定供給・品質確保に関する意見書

我が国においては、戦後の食糧増産という国家的要請を背景として、昭和27年に主要農作物種子法が制定され、稲、麦類及び大豆の種子については都道府県が中心となって優良な種子の生産・普及を進めてきた。

そのような中、近年において種子の品質は安定しており、また、種子は農業の戦略物資として多様なニーズに対応するため、官民の総力を挙げた開発・生産体制の強化が求められていることを踏まえ、民間事業者の参入を促す目的で、平成30年4月に主要農作物種子法が廃止された。

しかし、主要農作物種子法の廃止により、これまで行われてきた都道府県の取り組みが後退することが懸念されており、種子の国外流出、特定事業者による種子の独占などの弊害が生じるおそれも指摘されている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、種子の安定供給・品質確保を図るため、都道府県が従来どおり種子の生産・普及に関し適切な役割を果たすことができるよう、十分な財政措置等を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月4日

名古屋市会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
農林水産大臣

} 宛(各通)